日本型直接支払のうち

環境保全型農業直接支払交付金

【令和７年度予算概算要求額　3,128（2,641）百万円】

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。第３期対策（令和７年度）から、支援対象取組等を一部見直し、有機農業の移行期への重点支援や、水田からのメタン排出を抑制するための仕組みの導入などを行います。

＜事業目標＞

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※令和９年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討します。

＜事業の内容＞

１．環境保全型農業直接支払交付金　　2,984（2,550）百万円

① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

② 対象となる農業者の要件

ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

③ 支援対象活動

化学肥料、化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

④ 取組拡大加算

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

２．環境保全型農業直接支払推進交付金　　144（91）百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞

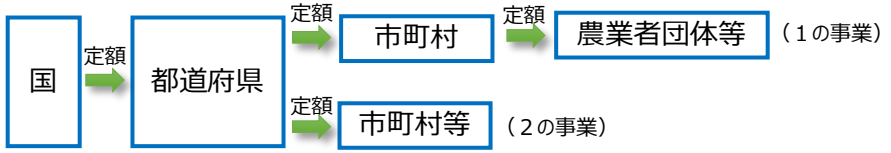

＜事業イメージ＞

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ **全国共通取組**　　国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価（円/10a）
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外[注１]	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組（有機JAS認証取得を求めるものではありません。）	14,000
	そば等雑穀、飼料作物		3,000
堆肥の施用[注２]		主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を農地へ施用（0.5t（水田）又は１t（畑）/10a以上）する取組	3,600
緑肥の施用[注２]		カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組	5,000
総合防除[注２、注３]		IPM実践指標の６割以上を達成するとともに、畦畔機械除草や交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	4,000
炭の投入		炭を農地へ施用（50kg又は500L/10a以上）する取組	5,000
栽培期間中の化学肥料・化学農薬不使用栽培[注３]		生産過程等において、化学肥料・化学合成農薬を使用せずに主作物を栽培する取組	5,000

注１）このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合）に限り、2,000円を加算。

注２）主作物が水稲の場合、長期中干しや秋耕等のメタン削減対策をセットで実施。

注３）品目により交付単価が異なります。

▶ **地域特認取組**　　地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

※交付単価は、都道府県が設定します。
※全国共通取組や多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援
（交付単価：4,000円/10a）

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

［お問い合わせ先］農産局農業環境対策課（03-6744-0499）

日本型直接支払のうち

多面的機能支払交付金

【令和７年度予算概算要求額　51,222（48,589）百万円】

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、**多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援**します。

＜事業目標＞

○　農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（５割以上［令和７年度まで］）

○　農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（６割以上［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．多面的機能支払交付金　49,683（47,050）百万円

①　**農地維持支払**

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

②　**資源向上支払**

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

（円/10a）

	都府県			北海道		
	❶農地維持支払	❷資源向上支払（共同）※1	❸資源向上支払（長寿命化）※1,2,3	❶農地維持支払	❷資源向上支払（共同）※1	❸資源向上支払（長寿命化）※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

［５年間以上実施した地区は、❷に75%単価を適用］

※１：❷、❸の資源向上支払は、❶の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※２：❶、❷と併せて❸の長寿命化に取り組む場合は、❷に75%単価を適用

※３：❸の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

２．多面的機能支払推進交付金　1,539（1,539）百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 都道府県 →（定額）→ 市町村 →（定額）→ 農業者等（１の事業）

都道府県 →（定額）→ 市町村等（２の事業）

＜事業イメージ＞

農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持　等
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定　等

農地法面の草刈り

水路の泥上げ

農道の路面維持

資源向上支払

・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動　等
・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修　等

水路のひび割れ補修

農道の窪みの補修

ため池の外来種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（❶及び❸は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
※一定の要件を満たす場合、土地改良区及び農業法人が実施主体になることを可とする。

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

（円/10a）

項目			都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに１つ以上増加させる場合等（加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加）	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320

（円/10a）

項目				交付単価
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	長期中干し		800
		冬期湛水		4,000
		夏期湛水		8,000
		中干し延期		3,000
		江の設置等	作溝実施	4,000
			作溝未実施	3,000

項目		交付単価
組織の体制強化への支援	組織の広域化と活動支援班※の設置を併せて行うこと	40万円/組織

※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される班

［お問い合わせ先］農村振興局農地資源課（03-6744-2197）